

平成21年度 第7回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成21年7月3日（金）午前10時00分～午後0時30分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚
委員 高橋敬一
委員 佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長 西山秀雄 次長 加賀田 啓
任用課長 西尾孝之 副主幹 懸樋順一
副主幹 松本秀樹 副主幹 川口豊長

【傍聴者】 なし

4 議題

- 議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について
- 議案第3号 平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施について
- 議案第4号 平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について
- 議案第5号 平成21年度鳥取県職員採用試験（身体障害者対象・高校卒業程度）の実施について
- 議案第6号 平成21年度鳥取県職員採用試験（民間企業経験者対象・大学卒業程度）の実施について
- 議案第7号 人事委員会規則及び通知の新設又は一部改正について
- 議案第8号 職員の職務の専念する義務の免除について
- 議案第9号 職員の採用選考について
- 議案第10号 職員の昇任選考について
- 報告第1号 平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（1回目））の採用候補者について
- 報告第2号 職員からの苦情・相談概要及び処理状況について
- 報告第3号 職員の懲戒処分について
- 協議等事項
- 1) 職員団体からの要求に対する回答方針案協議について

5 会議の公開・非公開

議案第1号、議案第9号から議案第10号、報告第1号から報告第3号及び協議等事項を非公開とした。

6 議事

(1) 議案第1号

平成21年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

①受験者数等

職 種	公告採用予定者数 (A)	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数(C)	第1次試験 合格者数	受験率 (C/B)	受験 競争率 (C/A)
	名程度	名	名	名	%	倍
事務（一般コース）	10	500(190)	345(136)	29(10)	69.0	34.5
事務（環境コース）	1	23(7)	17(3)	2(0)	73.9	17.0
総合化学（一般コース）	1	28(10)	21(8)	3(1)	75.0	21.0
総合化学（食品化学コース）	3	12(10)	11(9)	6(4)	91.7	3.7
農業	2	34(14)	25(10)	7(2)	73.5	12.5
林業	2	17(4)	12(2)	6(0)	70.6	6.0
水産	2	15(0)	10(0)	5(0)	66.7	5.0
土木	10	56(2)	34(2)	18(0)	60.7	3.4
社会福祉（福祉コース）	3	39(24)	31(20)	7(6)	79.5	10.3
社会福祉（心理コース）	1	11(8)	8(6)	3(1)	72.7	8.0
保健師	2	20(18)	19(17)	6(5)	95.0	9.5
獣医師	5	5(3)	4(2)	4(2)	80.0	0.8
薬剤師	2	8(1)	7(0)	6(0)	87.5	3.5
計	44	768(291)	544(215)	102(31)	70.8	12.4

※ 表中の（ ）は女性の内数。

②試験日程

第1次試験	試 験 日	6月28日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場：鳥取大学工学部 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場：国土館大学世田谷校舎6号館 大阪会場：大阪経済大学B館
	試 験 種 目	教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験、適性検査
	合 格 者 発 表 日	7月3日(金)（予定）
第2次試験	試 験 日	7月23日(木)～31日(金)のうち指定する1日(予定) (ただし、土日を除く)
	試 験 会 場	県庁会議室
	試 験 種 目	人物試験（集団討論及び個別面接）
	採 用 候 補 者 発 表 日	8月12日(水)（予定）

(2) 議案第2号

平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

①鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）

ア 昨年度との主な変更点

警察事務について、第2次試験で実施していた作文試験を第1次試験日に実施する。（評価は第2次試験で行う。）

イ 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	2名程度
警察事務	3名程度
保育士	3名程度
公立学校栄養職員	1名程度
計	9名程度

ウ 受験資格

(ア) 年齢等

一 般 事 務：昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
ただし、学校教育法による大学（鳥取県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人又は平成22年3月31日までに卒業する見込みの人を除く。

警 察 事 務：昭和61年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人

上記以外の職種：昭和49年4月2日以降に生まれた人

(イ) 免許等

保 育 士：保育士の登録を受けた人又は平成22年5月31日までにこの登録を受ける見込みの人

公立学校栄養職員：栄養士免許を有する人又は平成22年3月31日までにこの免許を取得する見込みの人

(ウ) 国籍

日本国籍を有しない人は就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成22年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。ただし、警察事務は日本国籍が必要。

エ 試験日程

受付期間	8月7日（金）～24日（月）（消印有効） （インターネット受付：8月7日（金）午前0時～24日（月）午後12時）						
試験日	9月27日（日）						
試験会場	鳥取会場：鳥取大学工学部 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟						
第1次試験 試験種目	<table border="1"><tbody><tr><td>一般事務</td></tr><tr><td>教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査</td></tr><tr><td>警察事務</td></tr><tr><td>教養試験（多肢選択式）、作文試験</td></tr><tr><td>保育士・公立学校栄養職員</td></tr><tr><td>教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査</td></tr></tbody></table>	一般事務	教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査	警察事務	教養試験（多肢選択式）、作文試験	保育士・公立学校栄養職員	教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査
一般事務							
教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査							
警察事務							
教養試験（多肢選択式）、作文試験							
保育士・公立学校栄養職員							
教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査							

	合格者発表日	10月2日(金)(予定)
第2次試験	試験日	一般事務・保育士・公立学校栄養職員 10月21日(水)～23日(金)のうち指定する1日(予定) 警察事務 10月20日(火)(予定)
	試験会場	一般事務・保育士・公立学校栄養職員 県庁会議室 警察事務 県警察本部庁舎会議室
	試験種目	一般事務・保育士・公立学校栄養職員 人物試験(集団討論及び個別面接) 警察事務 人物試験(個別面接)、適性検査、身体検査
	採用候補者発表日	11月11日(水)(予定)

※ 警察事務の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(3) 議案第3号

平成21年度鳥取県警察官採用試験(警察官A(2回目))の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

①鳥取県警察官採用試験(警察官A(2回目))

ア 昨年度との主な変更点

第2次試験で実施していた論文試験を第1次試験日に実施し(評価は第2次試験で行う)、第2次試験の日程を短縮する。

イ 募集区分・採用予定者数

区 分	採用予定者数
警察官(男性)	5名程度

ウ 受験資格

(ア) 年齢及び学歴要件

昭和54年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業した人又は平成22年3月31日までに卒業する見込みの人。

(イ) 国籍要件

日本国籍を有していること

エ 試験日程

	受付期間	8月7日(金)～24日(月)(消印有効) (インターネット受付:8月7日(金)午前0時～24日(月)午後12時)
第1次試験	試験日	9月20日(日)
	試験会場	鳥取会場:県警察本部庁舎会議室 米子会場:米子コンベンションセンター
	試験種目	教養試験(多肢選択式)、論文試験
	合格者発表日	10月2日(金)(予定)
第2次試験	試験日	10月26日(月)、27日(火)(予定)
	試験会場	県警察本部庁舎会議室、県庁会議室、県警察学校
	試験種目	人物試験(集団討論及び個別面接)、適性検査、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	11月20日(金)(予定)

※第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点します。)

【質 疑】

人事委員

警察官Aは、これまで1年間に何回実施しているのか。

事務局

平成19年度から年2回定例試験として実施している。それ以前からも2回実施することはあったが、年度当初から実施を周知することで受験者確保を行うこととしたもの。

人事委員

検討した結果として、1回目の合格者数を増やすより2回目を実施した方がよいということだと思うが、その判断理由としては、その方が幅広くよい人が集まるということか。

事務局

そういう理由になると思う。御指摘のように、第1回試験の採用候補者を決定する段階で必要な採用者を確保すればよいという考え方もあるが、現実には例年辞退者が多い。試験の機会を増やせば1回目を受験できなかった人も受験可能となり、よりよい人材が確保できるという期待がある。

人事委員

県警本部もそのような意向なのか。

事務局

県警本部の意向によるものである。今年は1回目を前倒して5月に実施しており、例年であれば受験したであろう人が受験しなかった可能性もあるので、改めて受験の機会を設けた方がよいという判断もある。

今年の採用試験は1回目を早めて実施しているが、実際にやってみて、辞退の状況や人の集まり具合などを見て、やり方を見直した方がよい点もあるかもしれない。

人事委員

あまり警察に振り回されないようにしていく必要がある。試験実施には経費もかかることも踏まえ、警察本部としっかり調整すべき。

人事委員

試験を2回実施してよい人材が確保できるのならいいが、1回目を前倒した結果、逆によい人材が取れなかったら意味がない。また、少しずつ変更していると、採用試験がいつ実施されているのかわからなくなることにもなりかねない。

事務局

そのあたりは徹底していきたい。

また、別の話だが、試験の前提としてその試験問題の確保も考えておく必要がある。

(4) 議案第4号

平成21年度鳥取県警察官採用試験(警察官B)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

ア 昨年度との主な変更点

第2次試験で実施していた作文試験を第1次試験日に実施し（評価は第2次試験で行う）、第2次試験の日程を短縮する。

イ 募集区分・採用予定者数

区 分	採用予定者数
警察官（男性）	20名程度
警察官（女性）	2名程度
計	22名程度

ウ 受験資格

（ア）年齢及び学歴要件

昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した人又は平成22年3月31日までに卒業する見込みの人を除く。

（イ）国籍要件

日本国籍を有していること

エ 試験日程

受 付 期 間		8月7日（金）～24日（月）（消印有効） （インターネット受付：8月7日（金）午前0時～24日（月）午後12時）
第1次試験	試 験 日	9月20日（日）
	試 験 会 場	鳥取会場：県庁講堂 米子会場：米子コンベンションセンター
	試 験 種 目	教養試験（多肢選択式）、作文試験
	合 格 者 発 表 日	10月2日（金）（予定）
第2次試験	試 験 日	10月28日（水）、29日（木）（予定）
	試 験 会 場	県警察本部庁舎会議室、県庁会議室、県警察学校
	試 験 種 目	人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査
	採 用 候 補 者 発 表 日	11月20日（金）（予定）

※第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(5) 議案第5号

平成21年度鳥取県職員採用試験（身体障害者対象・高校卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

ア 試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図るため。

イ 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務	2名程度

ウ 受験対象者

（ア）身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの人。

（イ）介護者なしに職務の遂行が可能なる人

（ウ）活字印刷文による出題に対応できる人

エ 受験資格

（ア）年齢及び学歴要件

昭和49年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人

(イ) 国籍要件

日本国籍を有しない人は就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成22年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

オ 試験日程

受付期間	8月7日(金)～24日(月)(消印有効) (インターネット受付:8月7日(金)午前0時～24日(月)午後12時)	
第1次試験	試験日	9月20日(日)
	試験会場	鳥取会場:県庁会議室 米子会場:米子コンベンションセンター
	試験種目	教養試験(多肢選択式)
	合格者発表日	10月2日(金)(予定)
第2次試験	試験日	10月20日(火)(予定)
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	作文試験、人物試験(個別面接)、適性検査
	採用候補者発表日	11月20日(金)(予定)

(6) 議案第6号

平成21年度鳥取県職員採用試験(民間企業経験者対象・大学卒業程度)の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

ア 試験の趣旨

民間企業等における豊富な経験と高い専門性・技術力により、採用後すぐに中堅職員として活躍できる職員を募集します。

イ 募集職種・採用予定者数

職種	採用予定者数
経営指導	1名程度
建築	1名程度
土木	3名程度

ウ 受験資格

(ア) 年齢

昭和25年4月2日以降に生まれた人

(イ) 資格・職務経験等

a 経営指導

次のいずれかの要件に該当する人

①平成21年4月1日までに、製造業等の企業現場において、企業経営又は経営戦略部門(マーケティング戦略、財務戦略、生産・調達戦略等、企業運営に関わるもの)における職務経験を通算して5年以上有していること。

②中小企業診断士の資格を有する人で、平成21年4月1日までに、民間企業等(公的団体を含む。)における企業診断・分析業務等の職務経験を通算して5年以上有していること。

b 建築

一級建築士の資格を有する人で、平成21年4月1日までに、民間企業等(公的団体を含む。)における建築設計業務の職務経験を通算して5年以上有していること。

c 土木

技術士(建設部門、農業部門、森林部門のいずれか)、技術士補(建設部門、農業部門、森林部門のいずれか)又は一級土木施工管理技士の資格を有する人で、平成21年4月

1日までに、民間企業等（公的団体を含む）における土木工事の設計又は監督の職務経験を通算して3年以上有していること。

(ウ) 国籍要件

日本国籍を有しない人は就職に制限のない在留資格を取得しているか、平成22年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

オ 試験日程

受 付 期 間	8月7日(金)～24日(月)(消印有効) (インターネット受付：8月7日(金)午前0時～24日(月)午後12時)	
第1次試験	試 験 日	9月20日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場：県庁会議室
	試 験 種 目	経営指導 論文審査(事前提出)、教養試験(多肢選択式)、論文試験、 適性検査 建築・土木 教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、論文試験、 適性検査
	合 格 者 発 表 日	10月9日(金)(予定)
第2次試験	試 験 日	10月25日(日)(予定)
	試 験 会 場	県庁会議室
	試 験 種 目	人物試験(個別面接)、専門試験(口述式)
	採 用 候 補 者 発 表 日	11月11日(水)(予定)

【質 疑】

人事委員

このような試験は毎年やっているか。

事務局

毎年実施しているものではない。経営指導職については、平成12年から16年までに何回か実施しており、ある程度定期的に採用したいということがあるようだ。

土木職については、平成19年に民間経験者採用試験を実施している。

人事委員

経営指導については、商工労働部からこういった職種で人がほしいという話が来ているのか。

事務局

経営指導の知識ノウハウについては、内部育成では得がたいということがあり、民間経験者を採用し、今求められている課題に対応したいと考えている。

建築の方も、今一級建築士を内部育成しようと思うと難しい。資格取得に経験も必要だし、そういった人を民間に求めようとしている。

人事委員

最近では自営でやっても仕事がなく厳しい状況ではないかと思うので、よい人材が採用できるのではないかと。

事務局

受験案内の「採用後の処遇」及び「給与」の部分の表記については、採用者の個別の経歴により程度も異なるので、誤解のないように場合分けなどの工夫をし、少し修正したいと考えている。

人事委員

誤解なく読めるように書いていただくということで、お任せする。

(7) 議案第7号

人事委員会規則及び通知の新設又は一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

① 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議関係

退職手当について新たな支給制限及び返納等（以下「支給制限等」という。）の制度が設けられ、人事委員会は退職手当管理機関の諮問に応じ退職手当の支給制限等についての処分について調査審議を行うこととされたことに伴い、その手続等を定める。

(1) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の新設

職員の退職手当に関する条例第23条第3項の規定による口頭で意見を述べる機会に関する手続その他人事委員会が処理する退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する手続に関し必要な事項を定める。

【概要】

ア 当該処分につき利害関係を有する者等を調査審議する委員から除斥する。

イ 諮問を受けたときは、処分を受ける当該職員の遺族等に対して意見の有無を確認する。

ウ 口頭で意見を述べる機会については、鳥取県行政手続条例の規定を準用する

(2) 関係規則の改正

ア 鳥取県人事委員会事務局組織規則

任用課の分掌事務に以下の事務を加える。

退職手当の支給制限等の処分に係る調査及び審議に関すること。

イ 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則

事務局長に委任しない人事委員会の権限に属する事務として以下の事項を加える。

職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。)の規定による退職手当の支給制限等の処分について、退職手当条例第23条第2項の規定による退職手当管理機関からの諮問に応じ、調査審議を行い、意見を述べること。

ウ 人事委員会の事務の専決及び代決規則

事務局長専決事項に以下の事項を加える。

- ・退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則(平成21年鳥取県人事委員会規則第号。以下「退職手当審査規則」という。)第4条の規定により、当該処分を受けるべき者に対し、意見の申立てを行う意思の有無の確認をすること。
- ・職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。)第23条第4項の規定による必要な調査を行うこと。
- ・退職手当条例第23条第5項の規定による必要な協力を求めること。

(3) 施行期日

公布日

② 防災局副局長（次長級）の設置関係

新型インフルエンザの県内発生、北朝鮮による短距離ミサイル発射等突発的な有事が立て続けに発生していることから、対策本部の実質的リーダーとして指揮、監督を行う防災監の代理としての業務を行うことが可能な次長級の副局長の職を設置することに伴う所要の規定の整備を行う。

(1) 関係規則の改正

ア 職員の職務の級の分類に関する規則

知事の事務部局の防災局の副局長の職務の級を6級（本庁の課長の職務）及び8級（本庁の次長の職務）とする。

※現行は6級と7級（困難な業務を行う本庁の課長の職務）

イ 管理職手当に関する規則（会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則）

職の新設に伴い、管理職手当を支給する職及び支給区分について追加する。

区分	組織	職	支給区分	備考
知事部局	本庁	防災局の副局長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種	職の新設

(2) 関係通知の改正

ア 管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について管理職手当に関する規則において管理職手当の区分が2種となる防災局の副局長で「人事委員会が承認したもの」は、次長及び同相当職の職に任用されている者とする。

イ 職の区分表について

行政職給料表の職の区分表の「次長及び同相当職」に防災局の副局長を加える。

(3) 施行期日

平成21年7月11日

③ 教育職給料表の新職設置関係

管理職員が臨時又は緊急の必要がある場合などにおいて、週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合に支給される管理職特別勤務手当の支給対象に教育職給料表（1）及び教育職給料表（2）の適用を受ける副校長を加える（平成21年4月からの新職設置に伴う関係規則の改正漏れ）。

(1) 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の改正

副校長（管理職手当の支給区分が特4種である者に限る。）の職を占める職員に支給する管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき6,000円とする。

(2) 施行期日

公布日

【質 疑】

（防災局副局長（次長級）の設置に係る人事委員会規則及び通知の改正）

人事委員

2点教えてほしい。

1点目は、6級と8級にする背景は、この人をこうしようということが先にありきの話ではないか。そうであれば、本筋ではないと思う。

2点目は、新たな職種やポストを作ると、わたりを廃止したり組織をスリム化したものが、知らない間に骨抜きにされるのではないかという懸念がある。

事務局

防災監の代理が務まる職を作りたいというのが趣旨での新たな職の設置である。

人事委員

防災局の組織の規模を考えたときに、新たに次長級の職を設けることが適切なのか。

事務局

防災局は部並みの重要性を持つ組織であり、部の次長級であれば8級は自然。級分類の趣旨に合った改正になっている。

事務局

次長という職務の困難性を考えると、組織の大小だけでは判断できないところがある。

人事委員

防災の重要性を考えて判断したものということであれば、問題はない。

人事委員

同じ職名で次長級と課長級があるところがわかりにくい。級別の話は県庁内ではわかるかもしれないが、重要な組織であれば対外的にわかりやすい職名とすべきではないか。

人事委員

防災局は、防災の重要性を意識している組織だったと記憶している。西部地震の対応がそうだった。

事務局

今でも副局長の中で主管課長的な位置付けの副局長は7級に格付けされており、それを次長級である8級にしようとするもの。同じ副局長の中でわかりにくいというのは事実。

人事委員

われわれの意見をしっかり知事部局に伝えていただく。それを条件に承認することとしたい。

(8) 議案第8号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

鳥取県教育委員会から職員の職務に専念する義務の免除について下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

①承認しようとする内容

職員がロシア沿海地方交流推進事業における青少年交流団（剣道交流団）の団員として派遣される場合

②承認期間

参加日程（7月26日～8月2日）のうち勤務を要する日

③根拠法令

「職務に専念する義務の特例に関する規則」

（義務免除）

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間

は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

④承認理由

- ・参加する事業は、本県主催（所管 文化観光局交流推進課）のロシア沿海地方との交流事業である。
- ・申請のあった職員は剣道を通じて以前からロシアとの交流を行っていることから、交流の

相手方であるロシア側が当該職員の参加を希望している（鳥取県文化観光局長宛に依頼文が届いており、鳥取県剣道連盟も当該職員を派遣する考えである）。

- ・以上の理由に加え、過去に当委員会が承認した事例等を勘案すれば承認することが適当である。

⑤承認日
議決日

(9) 議案第9号

職員の採用選考について、事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることに決定した。

(10) 議案第10号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることに決定した。

(11) 報告第1号

平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（1回目））の採用候補者について、事務局が説明した。

【説明】

第2次試験は警察本部が実施した。本日午後2時発表予定である。

①実施結果

職 種	採用予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用候補者数 (B)	受験競争率 (A/B)
警察官（男性）	名程度 5	名 144	名 107	名 34	名 27	名 9	倍 11.9

② 試験日程

第1次試験	試 験 日	5月10日（日）
	試 験 会 場	【鳥取会場】 県庁講堂 【米子会場】 西部総合事務所
	試 験 種 目	教養試験（多肢選択式）及び論文試験
	合 格 者 発 表 日	5月19日（火）
第2次試験	試 験 日	6月15日（月）、16日（火）
	試 験 会 場	県庁会議室
	試 験 種 目	人物試験（集団討論、個別面接）、適性検査、身体検査、体力検査、実技（武道受験者のみ）
	採 用 候 補 者 発 表 日	7月3日（金）

※第2次試験は、警察本部に委任して実施

(12) 報告第2号

職員からの苦情・相談概要及び処理状況について、事務局が説明した。

(13) 報告第3号

職員の懲戒処分について、事務局が説明した。

(14) 協議等事項

職員団体からの要求に対する回答方針案協議について、事務局が説明し、協議した。

7 次回の人事委員会の開催

平成21年7月21日（火）午前10時00分から開催することとした。